

国立大学法人電気通信大学創立100周年記念事業推進室規程

平成24年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学創立100周年記念事業推進室(以下「推進室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)創立100周年記念事業(以下「記念事業」という。)を円滑に実施することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、記念事業に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 記念式典及びシンポジウムの開催に関すること。
- (2) 電気通信大学基金に関すること。
- (3) 記念誌の編集及び発行に関すること。
- (4) 記念する施設整備に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

(室長)

第5条 室長は、本学の理事のうちから学長が指名する。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第6条 副室長は、本学の職員のうちから学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第7条 室員は、本学の職員のうちから学長が指名する。

(事務)

第8条 推進室に関する事務は、関係部署の協力を得て推進室が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、記念事業の完了をもって廃止するものとする。